

正 誤 表

平成24年3月28日
人事院給与局給与第二課

平成24年2月29日付け給実甲第1147号（給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部改正）について、下記のとおり訂正していただきますようお願いします。

記

- 給実甲第1147号（給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部改正）

訂正箇所	正	誤
第一の第9 項第1号	<p>給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数」とする。</p>	<p>給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち休職等の期間の初日が平成23年3月31日以前であるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数」とする。</p>